

PS

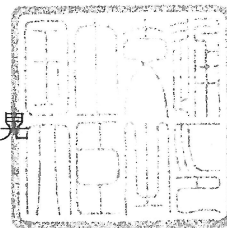


# 認 定 書

国住指第3361号  
平成16年2月12日

日本ケイソウ土建材株式会社  
代表取締役 田畑恵美 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

NM-0689

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

けい藻土塗装／基材（不燃材料（金属板を除く））

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名：

けい藻土塗装／基材（不燃材料（金属板を除く））

2. 申請仕様の形状・寸法等：

- (1) 形状：平板
- (2) 表面の形状：平滑
- (3) 厚さ：1.5（+0.5）mm以下
- (4) 質量：1.01kg/m<sup>2</sup>（±10%）以下
- (5) かさ比重：0.67

3. 申請仕様の材料構成：

(1) けい藻土塗料：

厚さ1.5（+0.5）mm以下、固形量1.01kg/m<sup>2</sup>（±10%）以下（有機質量10.1g/m<sup>2</sup>以下）

〔

（基材）

建築基準法第2条第九号に適合するものとして、国土交通大臣が指定もしくは認定した不燃材料のうち、金属板及び化粧を施したものを除くもの。

4. 申請仕様の断面図：

申請仕様の断面図を図1に示す。

単位mm

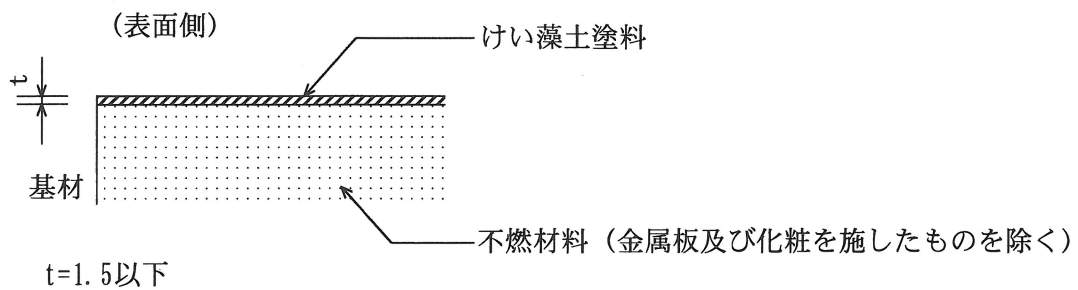


図1 断面図